

表 3-5-3-1 事業者・県民・民間団体の取組に対する融資制度等(平成 23 年度)

【環境政策課】

制度名称	制度概要	担当課
環境安全管理対策資金 (県中小企業融資制度)	中小企業者が、公害防止の促進、地盤沈下による被害施設の復旧、地球環境保全及び品質・衛生管理の促進を図るために必要とする資金融通の円滑化を図ることを目的とするもの。 融資対象 公害防止のための施設の整備・改築や移転等を行う、知事の認定を受けた中小企業者で、施設整備等に要する経費またはISO14001及びISO9000シリーズの認証、又はHACCP方式を導入要件とした総合衛生管理製造過程の承認を取得しようとする中小企業者で、取得のために必要とする経費。 融資限度額 5,000万円	商工経営支援課
県中小企業融資制度における環境配慮型経営企業に対する優遇	県中小企業融資制度により資金の借入れ(環境安全管理対策資金でISO・HACCP対応のための借入れは除く)を行う中小企業者のうち、環境配慮型経営に係る第三者認証(国際標準化機構(ISO)が定めるISO14001、環境省が定めるエコアクション21、交通エコロジー・モビリティ財団が定めるグリーン経営、仙台市が定めるみちのく環境管理規格)を取得している者に対しては、所定の利率から0.1%、所定の信用保証料率から0.01%それぞれ減じた値を適用するもの。	
商店街競争力強化推進事業 (市町村振興総合補助金)	商店街団体等が実施する商店街の競争力強化のための事業に要する経費について助成するもの。商店街活性化のために取り組む環境の整備・保全、または資源の再利用の促進を図るための事業経費について助成するもの。 補助率: 県1/3(限度額100万円) 市町村1/3以上	
住宅用太陽光発電普及促進事業補助金	住宅に太陽光発電システムを設置する県民(個人)に対し、その経費の一部を補助するもの。 補助額: 1kWあたり25,000円(上限額: 100,000円)	環境政策課
省エネルギー・コスト削減支援実践事業補助金	県内の事業所に省エネルギー設備を導入する事業者に対して、導入にかかる費用の一部を補助するもの。 補助率: 1/3以内(被災事業者は1/2以内) 補助限度額: 300万円以内(一般枠) 500万円以内(診断枠)	
新エネルギー設備導入支援事業補助金	県内の事業所に新エネルギー設備を導入する事業者に対して、導入にかかる費用の一部を補助するもの。 補助率: 1/3以内(太陽光発電については1kW当たり20万円以内) 被災事業者は1/2以内(太陽光発電については1kW当たり30万円以内) 補助限度額: 1,000万円	
環境配慮実践事業者認定	ISO14001、エコアクション21、みちのくEMS認証取得事業者、環境配慮実践事業者(「わが社のe行動(eco do!)宣言」登録事業者で認定を受けた者)を「環境配慮事業者」として登録されると、県が実施する物品等の入札において優遇措置を受けることができるもの。	
みやぎの里山林協働再生支援事業	社会貢献や環境貢献を目的として森づくりへの参加を希望する企業等に対し、手入れを必要とする里山林の斡旋や活動のコーディネートを行い、多様な主体との協働による里山林の再生活動を支援するもの。	自然保護課
産業廃棄物発生抑制設備等整備事業	原材料の投入量の抑制、産業廃棄物の発生抑制をするための設備・機器等の整備に係る経費の一部を補助するもの。 対象事業 排出事業者が自ら産業廃棄物の発生を抑制するための設備・機器を県内に設置する場合 補助率 生産工程の改善を通じて発生抑制に資する設備を整備する場合: 1/2以内(大企業は1/3以内) 上記以外の設備を整備する場合 1/3以内(大企業は1/4以内) 限度額 3,000万円以内(大企業は100万円以上3,000万円以内) 事業期間 2年以内	資源循環推進課
産業廃棄物再資源化・再生資源利活用設備等整備事業	産業廃棄物の再資源化や再生資源を原材料等に活用する設備・機器等の整備に係る経費の一部を補助するもの。 対象事業 有効な利活用が行われていない産業廃棄物の再使用・再資源化又は産業廃棄物を原材料とした再生資源の利活用を行うための設備・機器等の整備(改造等を含む)、東日本大震災で被災した産業廃棄物処理(再資源化)設備の復旧を行う事業で、設備・機器等を県内に設置する場合。 補助率 1/3以内(大企業は1/4以内) 限度額 2,000万円以内(大企業は100万円以上2,000万円以内) 事業期間 2年以内	

制度名称	制度概要	担当課
バイオディーゼル燃料活用奨励金交付事業	<p>バイオディーゼル燃料(BDF)の利用促進と合わせて化石燃料に依存しない社会の実現に資するため、一定量以上のBDFを利用している路線バスや貨物輸送用トラック等を運行する事業者等に対し、奨励金を交付するもの。</p> <p>対象者 県内に事業所を有し、県内のBDF製造事業者からBDFを購入して車両等でBDFを利用する事業者</p> <p>奨励金交付要件 ・1事業者当たりの期間内の月間平均使用量:1,000L/月以上 ・使用期間:3ヶ月以上継続使用等</p> <p>奨励金交付額 月間平均使用量区分に応じて奨励金月額30,000円から100,000円(公共交通機関等の公共性が高い目的以外の利用事業者は1/2の補助) 交付上限額 1事業者あたり100万円(公共交通機関等の公共性が高い目的以外の利用事業者は1/2の補助)</p>	資源循環推進課
3R新技術研究開発支援事業	<p>技術的な課題により、発生抑制・再利用・再生利用(3R)が進んでいない産業廃棄物に関して、3R新技術の確立と事業化を図るため、県内事業者の研究開発の取組を支援するもの。</p> <p><補助金の概要> 県が指定する産業廃棄物の3R新技術に関する研究開発を大学等の研究機関と連携して行う事業</p> <p>補助期間:3年以内 補助率:2/3内 補助額7,000千円以内(単年度) 産業廃棄物の3R新技術に関する研究開発事業(廃棄物の種類、研究機関との連携を問わない)</p> <p>補助期間:3年以内 補助率:1/2以内 補助額5,000千円以内(単年度) 補助期間:2年以内 補助率:1/2以内 補助額7,500千円以内(単年度) 産業廃棄物最終処分場での適正処理の促進に関する新技術の研究開発</p> <p>補助期間:3年以内 補助率:1/2以内 補助額5,000千円以内(単年度) 補助期間:2年以内 補助率:1/2以内 補助額7,500千円以内(単年度)</p>	
県産材利用エコ住宅普及促進事業	<p>県産材を利用した木造住宅の普及拡大により、地球温暖化防止に貢献する二酸化炭素の貯蔵・排出抑制を進めるとともに、林業・木材産業の活性化と森林整備の促進による地域の環境保全を図るもの。</p> <p>補助対象 主要構造部材に県産木材を60%以上、かつ優良品やぎ材を40%以上使用する新築木造住宅(東日本大震災で半壊以上罹災した場合は主要構造材に県産材を50%以上かつ8㎡以上使用する新築住宅)</p> <p>補助額 木材使用量に応じて50万円/棟を上限に助成</p>	林業振興課
みんなの森林づくりプロジェクト推進事業	<p>県民の皆様が自主的かつ主体的に取り組む森林づくり活動などへの支援を通して、県民参加の森林づくりを推進し、緑豊かな地域づくりを進めるもの。</p> <p>【県民提案型プロジェクト支援】 概要:県民が提案する森林づくりプロジェクトで一定期間継続的に実施される取組への支援 補助対象:NPO・任意団体等 補助額:1件あたり上限1,000千円</p> <p>【県民参加の植樹イベント支援】 概要:県内各地で単発的に開催される植樹イベントに対する支援 補助対象:NPO、任意団体等 補助額:1件あたり上限300千円</p>	
わたしたちの森づくり事業	<p>【フォレストメイキング】 団体や企業等が行う森づくり活動の場として、県有林の一部を提供(県と企業等が協定を締結)するもの。オプションで県有林の命名権を譲渡する。 ・1箇所の面積:上限5ha ・協定の期間:5年間</p> <p>【フォレストパートナー】 森林整備への参画を希望する団体・企業等に対し、県有林の命名権を譲渡し、宮城県が森林整備を行うもの。 ・1箇所の面積:森林整備(除間伐)タイプ5ha以上、森づくり(植栽)タイプ1ha以上 ・協定の期間:森林整備タイプ5年間、森づくりタイプ10年間</p>	森林整備課
バイオマス地域利活用交付金	<p>バイオマスの利活用による農業振興、地域の循環型社会構築等のために必要なバイオマス変換施設、バイオマス発生施設・利用施設等を整備し、その地域での効果的なバイオマス利活用を図るものに対して、または、新技術等を活用したバイオマス変換施設、バイオマス発生施設・利用施設等をモデル的に整備するものに対して助成するもの。</p> <p>(農林水産省交付金) 交付率 定額(1/3以内(別に示す施設については1/2以内)、リース事業者は共同で事業を実施するバイオマス利活用事業者の交付率による)</p>	農産園芸環境課